

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 11 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1211 第 2 号
令和 2 年 12 月 11 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 2 年 12 月 11 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)
の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

別表の の 177(1)中の「機械器具(47)注射針及び穿刺針」を「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」に、「経中隔用針」を「経中隔用能動型穿刺器具」に改める。

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～176 (略)</p> <p>177 心房中隔穿刺針</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「<u>機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管</u>」であって、一般的名称が「<u>経中隔用能動型穿刺器具</u>」であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>178～208 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～176 (略)</p> <p>177 心房中隔穿刺針</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 薬事承認又は認証上、類別が「<u>機械器具(47)注射針及び穿刺針</u>」であって、一般的名称が「<u>経中隔用針</u>」であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>178～208 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>